

【近江八幡市】

一般基準			(1) 都市及び自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境及び景観に調和させること。 (2) 原則として、表示面の色数を抑えるとともに、高彩度の色彩を複数使用しないこと。 (3) 景勝地においての眺望景観の妨げとならないよう配慮すること。 (4) 蛍光又は発光を伴う塗料及び材料を用いないこと。 (5) 道路標識、信号機、交差点等の付近では、交通安全の妨げにならないようにすること。 (6) 電光表示板及び照明を伴う広告物等は、昼夜を問わず過剰な光量、照射範囲等によって、良好な景観又は風致を阻害しないこと。 (7) 電光表示板、可変式照明付き広告物等の発光を伴う広告物等においては、その点滅及び表示速度は努めて緩やかにすること。						
個別基準			第1種地域 (水郷・風致・文化・低層住宅ゾーン)	第2種地域(詩情あふれる風景ゾーン)	第3種地域(沿道・市街地ゾーン)	第4種地域(沿道・田園ゾーン)	第5種地域(田園・集落ゾーン)	特別地域(重要風景ゾーン)	
自家用 広告物	許可申請の要否		・総面積5㎡以下は、許可申請不要。ただし、許可申請不要のものであっても、各種広告物等の基準に適合させること。		・総面積10㎡以下は、許可申請不要。ただし、許可申請不要のものであっても、各種地域及び各種広告物等の基準に適合させること。			・総面積5㎡以下は、許可申請不要。ただし、許可申請不要のものであっても、各種広告物等の基準に適合させること。	
	総量規制		・表示面積の合計は、15㎡以下。 ただし、近江八幡市風景計画に定める水郷風景計画の区域(市長が指定する区域を除く。)及び全市計画の区域のうち湖畔風景ゾーンの区域以外の区域については、10㎡以下。 ・敷地面積が基準面積1,500㎡以上の施設にあっては、総量規制に次の緩和を設ける。 $\sum a \leq 15\text{㎡} \times A \div 1,500\text{㎡}$ (aは各広告物の面積(㎡)、Aは敷地面積(㎡)) ただし、近江八幡市風景計画に定める水郷風景計画の区域(市長が指定する区域を除く。)及び全市計画の区域のうち湖畔風景ゾーンの区域以外の区域については、式中「15㎡」とあるのは、「10㎡」と読み替える。		規制基準なし。			・表示面積の合計は、5㎡以下。	
	色彩基準		・表示面積の色彩は、全ての色相で彩度8を超えないこと。ただし、広告物の表示面積の30％以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。		・表示面積の色彩は、全ての色相で彩度10を超えないこと。ただし、広告物の表示面積の30％以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。			・表示面の色彩は、色相R系及びYR系では彩度6、色相Y系では彩度4、その他の色相では彩度2を超える色を使用する部分の表示面積が、全体の表示面積の20％未満であること。	
	野立 広告物	面積等	・幅は、4,5m以下。 ・表示面積は、片面3㎡以下。		—		—	—	・表示面積は、片面2㎡以下。
		高さ等	・高さは、地上から10m以下。		・高さは、地上から10m以下。		・高さは、地上から12m以下。 (商業系用途地域及び国道8号から30m以内の地域については、地上から20m以下)	・高さは、地上から10m以下。	・高さは、地上から3,5m以下。
	屋上 広告物	面積等	・設置を許可しない。 ただし、1階の屋根に設置され、背部に壁面があってその高さを超えず、その壁面から2m以内にあるものについては、この限りでない。		—		—	—	・設置を許可しない。 ただし、1階の屋根に設置され、背部に壁面があってその高さを超えず、その壁面から2m以内にあるもの及び既存のもののうち周囲の景観と調和しているものについては、この限りでない。
		高さ等	・高さは、建築物等の高さ(塔屋を除く。)の3分の2以下、かつ、5m以下。 ・屋上等の水平投影面をはみ出さないこと。 ・広告物等を支持する支柱等が見えないように外柵等を覆うこと。		・高さは、建築物等の高さ(塔屋を除く。)の3分の2以下、かつ、5m以下。 ・屋上等の水平投影面をはみ出さないこと。 ・屋上等の水平投影面をはみ出さないこと。 ・広告物等を支持する支柱等が見えないように外柵等を覆うこと。		・高さは、建築物等の高さ(塔屋を除く。)の3分の2以下、かつ、20m以下。 ・屋上等の水平投影面をはみ出さないこと。 ・屋上等の水平投影面をはみ出さないこと。 ・広告物等を支持する支柱等が見えないように外柵等を覆うこと。	・高さは、建築物等の高さ(塔屋を除く。)の3分の2以下、かつ、10m以下。 ・屋上等の水平投影面をはみ出さないこと。 ・広告物等を支持する支柱等が見えないように外柵等を覆うこと。	
	壁面 広告物	面積等	・表示面積は、鉛直投影壁面積の4分の1以下、かつ、表示面積は3㎡以下。 ・窓面その他の開口部については、各設置箇所の面積の2分の1以下であり、表示面積は3㎡以下。		・表示面積は、鉛直投影壁面積の3分の1以下。 ・窓面その他の開口部については、各設置箇所の面積の2分の1以下。		・表示面積は、鉛直投影壁面積の2分の1以下。 ・窓面その他の開口部については、各設置箇所の面積の2分の1以下。	・表示面積は、鉛直投影壁面積の3分の1以下。 ・窓面その他の開口部については、各設置箇所の面積の2分の1以下。	・表示面積は、2㎡以下、かつ、短辺が60cm以下。 ・窓面その他の開口部については、各設置箇所の面積の2分の1以下、表示面積は、2㎡以下、かつ、短辺が60cm以下。
		高さ等	・壁面内で表示し、又は設置すること。		・壁面内で表示し、又は設置すること。		・壁面内で表示し、又は設置すること。	・壁面内で表示し、又は設置すること。	・壁面内で表示し、又は設置するものであること。
	突出 広告物	面積等	・表示面積は、片面3㎡以下。		—		—	—	・表示面積は、片面2㎡以下。
		高さ等	・突出幅は、取付壁面から1m以下。 ・道路上に突き出す場合の道路上への突出幅は、1m以下。 ・下端の高さは、歩道上にあっては地上から2,7m以上、車道上にあっては地上から4,7m以上。 ただし、敷地内に設置する場合は、この限りでない。 ・上端は、取付壁面の高さを超えないこと。		・突出幅は、取付壁面から1m以下。 ・道路上に突き出す場合の道路上への突出幅は、1m以下。 ・下端の高さは、歩道上にあっては地上から2,7m以上、車道上にあっては地上から4,7m以上。 ただし、敷地内に設置する場合は、この限りでない。 ・上端は、取付壁面の高さを超えないこと。		・突出幅は、取付壁面から1,5m以下、かつ、広告表示板の突出幅は、1m以下。 ・道路上に突き出す場合の道路上への突出幅は、1m以下。 ・下端の高さは、歩道上にあっては地上から2,7m以上、車道上にあっては地上から4,7m以上。 この限りでない。 ・上端は、取付壁面の高さを超えないこと。	・突出幅は、取付壁面から60cm以下。 ・下端の高さは、歩道上にあっては地上から2,7m以上、車道上にあっては地上から4,7m以上。 ただし、敷地内に設置する場合は、この限りでない。 ・上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。	
可変式照明付き 広告物	面積等	—		—		—	—	・設置を許可しない。	
	高さ等	・設置を許可しない。		・強い光を放つものでなく、かつ、表示速度が速いものでないこと。 ・1事業所等につき1個までとする。		・強い光を放つものでなく、かつ、表示速度が速いものでないこと。	・強い光を放つものでなく、かつ、表示速度が速いものでないこと。 ・1事業所等につき1個までとする。		
電光 表示板	面積等	・設置を許可しない。		・表示面積は、片面1,5㎡以下であること。		—	・表示面積は、片面5㎡以下であること。	・設置を許可しない。	
	高さ等	・設置を許可しない。		・強い光を放つものでなく、かつ、表示速度が速いものでないこと。 ・1事業所等につき1個までとする。		・強い光を放つものでなく、かつ、表示速度が速いものでないこと。	・強い光を放つものでなく、かつ、表示速度が速いものでないこと。 ・1事業所等につき1個までとする。		

非 自 家 用 広 告 物	許可申請の要否 色彩基準		設置を許可しない。 設置を許可しない。					全て必要 規制基準なし。	設置を許可しない。 設置を許可しない。	
	野立 広告物	面積等	設置を許可しない。					・表示面積は、片面15㎡以下（住居系の用途地域については、片面5㎡以下）。 ・高さは、地上から10㎡以下（住居系の用途地域については、地上から4.5㎡以下）。 ・同一の広告主が複数表示し、又は設置する場合にあっては、相互間の距離は、100㎡以上。	・設置を許可しない。	
		高さ等								
	屋上 広告物	面積等	設置を許可しない。					— ・高さは、建築物等の高さ（塔屋を除く。）の2分の1以下、かつ、5㎡以下。 ・屋上等の水平投影面をはみ出さないこと。 ・広告物等を支持する支柱等が見えないように外枠等を覆うこと。	・設置を許可しない。	
		高さ等								
	壁面 広告物	面積等	設置を許可しない。					・表示面積は、鉛直投影壁面積の3分の1 ・壁面内で表示し、又は設置すること。 ・窓面への表示及び設置は、許可しない。	・設置を許可しない。	
		高さ等								
	突出 広告物	面積等	設置を許可しない。					— ・突出幅は、取付壁面から1.5㎡以下、かつ、広告表示板の突出幅は、1㎡以下。 ・道路上に突き出す場合の道路上への突出幅は、1㎡以下。 ・下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7㎡以上、車道上にあっては地上から4.7㎡以上。ただし、敷地内に設置する場合は、この限りでない。 ・上端は、取付壁面の高さを超えないこと。	・設置を許可しない。	
		高さ等								
	可変式照明付き 広告物	面積等	設置を許可しない。					・表示面積は、片面5㎡以下。 ・高さは、地上から4.5㎡以下。 ・強い光を放つものでなく、かつ、表示速度が速いものでないこと。	・設置を許可しない。	
高さ等										
電光 表示板	面積等	設置を許可しない。					・表示面積は、片面2㎡以下。 ・高さは、地上から4.5㎡以下。 ・強い光を放つものでなく、かつ、表示速度が速いものでないこと。	・設置を許可しない。		
	高さ等									
案 内 図 板	許可申請の要否 表示内容		全て必要 地図、地名、路線名、矢印、方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所その他案内の内容の表示部分が全体の表示面積の40パーセント以上を占めること。						設置を許可しない。 設置を許可しない。	
	色彩基準		・表示面積の色彩は、全ての色相で彩度8を超えないこと。ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。		・表示面積の色彩は、全ての色相で彩度10を超えないこと。ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。		規制基準なし。			・設置を許可しない。
	野立 広告物	面積等	・表示面積は、片面3㎡以下。 ・高さは、地上から4.5㎡以下。 ・同一の広告主が複数表示し、又は設置する場合にあっては、相互間の距離は、500㎡以上。	・表示面積は、片面3㎡以下。 ・高さは、地上から4.5㎡以下。 ・同一の広告主が複数表示し、又は設置する場合にあっては、相互間の距離は、200㎡以上。	・表示面積は、片面5㎡以下。 ・高さは、地上から4.5㎡以下。ただし、指定道路沿線にあっては、道路面から4.5㎡以下。 ・同一の広告主が複数表示し、又は設置する場合にあっては、相互間の距離は、200㎡以上。 ・一の国道と他の国道との平面交差する地点から30㎡以内の区間で、国道の境界線から30㎡以内の区域には、設置を許可しない。	・表示面積は、片面5㎡以下。 ・高さは、地上から4.5㎡以下。ただし、指定道路沿線にあっては、道路面から4.5㎡以下。 ・同一の広告主が複数表示し、又は設置する場合にあっては、相互間の距離は、200㎡以上。	・表示面積は、片面15㎡以下（住居系の用途地域については、片面5㎡以下）。 ・高さは、地上から10㎡以下（住居系の用途地域については、地上から4.5㎡以下）。 ・同一の広告主が複数表示し、又は設置する場合にあっては、相互間の距離は、100㎡以上。			・設置を許可しない。
		高さ等								
	屋上 広告物	面積等	設置を許可しない。					— ・高さは、建築物等の高さ（塔屋を除く。）の2分の1以下、かつ、5㎡以下。 ・屋上等の水平投影面をはみ出さないこと。 ・広告物等を支持する支柱等が見えないように外枠等を覆うこと。	・設置を許可しない。	
		高さ等								
	壁面 広告物	面積等	・表示面積は、鉛直投影壁面積の4分の1以下、かつ、3㎡以下。 ・壁面内で表示し、又は設置すること。 ・窓面への表示及び設置は、許可しない。 ・同一の建築物に対して1個以内。	・表示面積は、鉛直投影壁面積の3分の1以下。 ・壁面内で表示し、又は設置するものであること。 ・窓面への表示及び設置は、許可しない。	・表示面積は、鉛直投影壁面積の2分の1以下。 ・壁面内で表示し、又は設置すること。 ・窓面への表示及び設置は、許可しない。	・表示面積は、鉛直投影壁面積の3分の1以下。 ・壁面内で表示し、又は設置すること。 ・窓面への表示及び設置は、許可しない。				・設置を許可しない。
		高さ等								
	突出 広告物	面積等	設置を許可しない。					— ・突出幅は、取付壁面から1.5㎡以下、かつ、広告表示板の突出幅は、1㎡以下。 ・道路上に突き出す場合の道路上への突出幅は、1㎡以下。 ・下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7㎡以上、車道上にあっては地上から4.7㎡以上。ただし、敷地内に設置する場合は、この限りでない。 ・上端は、取付壁面の高さを超えないこと。	・設置を許可しない。	
		高さ等								
可変式照明付き 広告物	面積等	設置を許可しない。					・表示面積は、片面5㎡以下。 ・高さは、地上から4.5㎡以下。 ・強い光を放つものでなく、かつ、表示速度が速いものでないこと。	・設置を許可しない。		
	高さ等									
電光 表示板	面積等	設置を許可しない。					・表示面積は、片面2㎡以下。 ・高さは、地上から4.5㎡以下。 ・強い光を放つものでなく、かつ、表示速度が速いものでないこと。	・設置を許可しない。		
	高さ等									

電柱類を利用する広告物	色彩基準	・表示面積の色彩は、全ての色相で彩度8を超えないこと。ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。	・表示面積の色彩は、全ての色相で彩度10を超えないこと。ただし、広告物の表示面積の30%以下で着色させる部分の彩度については、この限りでない。	規制基準なし。	・表示面の色彩は、色相R系及びYR系では彩度6、色相Y系では彩度4、その他の色相では彩度2を超える色を使用する部分の表示面積が、全体の表示面積の20%未満であること。
	巻付け広告物	・目的地へ誘導することを目的とした内容の表示面積が、全体の表示面積の40%以上を占めること。ただし、自家用広告物については、この限りでない。 ・下端の高さは、地上から1.9m以上、広告物の長さは、1.5m以下。 ・広告物の個数は、1柱につき巻付け広告物1巻とする。 ・電光表示板及び可変式照明付き広告物の設置は、許可しない。 ・同一の広告主が複数表示し、又は設置する場合にあつては、相互間の距離は、500m以上。	・下端の高さは、地上から1.9m以上、広告物の長さは、1.5m以下。 ・広告物の個数は、1柱につき巻付け広告物1巻とする。 ・電光表示板及び可変式照明付き広告物の設置は、許可しない。		・目的地へ誘導することを目的とした内容の表示面積が、全体の表示面積の40%以上を占めること。ただし、自家用広告物の場合は、この限りでない。 ・下端の高さは、地上から1.9m以上、広告物の長さは、1.5m以下。 ・広告物の個数は、1柱につき巻付け広告物1巻とする。 ・電光表示板及び可変式照明付き広告物の設置は、許可しない。 ・同一の広告主が複数表示し、又は設置する場合にあつては、相互間の距離は、500m以上。
	袖付け広告物	・目的地へ誘導することを目的とした内容の表示面積が、全体の表示面積の40%以上を占めること。ただし、自家用広告物については、この限りでない。 ・下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7m以上、車道上にあつては地上から4.7m以上、長さは、1.1m以下、突出幅は、0.9m以下。ただし、表示面積は、片面0.9㎡以下。 ・原則として、歩道又は民地側へ向けて設置すること。 ・広告物の個数は、1柱につき袖付け広告物1個とする。 ・電光表示板及び可変式照明付き広告物の設置は、許可しない。 ・同一の広告主が複数表示し、又は設置する場合にあつては、相互間の距離は、500m以上。	・下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7m以上、車道上にあつては地上から4.7m以上、長さは、1.1m以下、突出幅は、0.9m以下。ただし、表示面積は、片面0.9㎡以下。 ・原則として、歩道又は民地側へ向けて設置するものであること。 ・広告物の個数は、1柱につき袖付け広告物1個とする。 ・電光表示板及び可変式照明付き広告物の設置は、許可しない。		・目的地へ誘導することを目的とした内容の表示面積が、全体の表示面積の40%以上を占めること。ただし、自家用広告物の場合は、この限りでない。 ・下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7m以上、車道上にあつては地上から4.7m以上、長さは、1.1m以下、突出幅は、0.9m以下。ただし、表示面積は、片面0.9㎡以下。 ・原則として、歩道又は民地側へ向けて設置するものであること。 ・広告物の個数は、1柱につき袖付け広告物1個とする。 ・電光表示板及び可変式照明付き広告物の設置は、許可しない。 ・同一の広告主が複数表示し、又は設置する場合にあつては、相互間の距離は、500m以上。